

岐阜県立岐阜盲学校いじめ防止基本方針

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ」とは、児童生徒（以下「児童等」という）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめに関する基本認識と学校の姿勢

「いじめは、どの子にも起こりえる」という認識を強くもち、全教職員が、いじめを許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童等の意識を育成することになると考える。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

[学校の姿勢]

- ・ いじめは、人間として決して許されない行為であるという認識の基いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童等一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・ いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見、早期対応に努める。（早期発見、事案対処マニュアル→様式1）
- ・ 全ての児童等がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てるなど、認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する児童等の理解を深める。
- ・ 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援、指導を行う。
- ・ 部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える仲間を目指す。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめ防止対策推進法第22条）

[組織の名称]

いじめ防止等対策組織（いじめ対策委員会）

[組織の構成員]

- ・ 学校関係者（校長、教頭、各部主事、生徒指導主事、視覚障がい支援部長、養護教諭、担任等関係職員、教育相談担当職員）
- ・ 第三者（弁護士、心理士：スクールカウンセラー、PTA副会長：保護者代表、学校運営協議員：地域代表）

[組織の役割と運営]

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応、解決等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として「いじめ防止等対策組織」を編成し、いじめ対策委員会を設置する。
- ・ いじめ防止等対策組織（いじめ対策委員会）の構成員に、専門的な知識を有する外部専門家（弁護士・心理士など）を参画させる。
- ・ いじめの問題が起きた際に職員は速やかに、いじめ防止等対策組織（いじめ対策委員会）に情報を報告し、組織的な対応に繋げる。
- ・ 年2回（6月、12月）いじめ対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

(2) 学校及び分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての児童等に正しい人権意識を醸成する。また、全ての児童等が活躍できる場を設け、他者の役に立っていると感じることでできる機会を提供し、自己有用感、自己肯定感が高められるように努める。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・学校行事における全校及び学級内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・保護者との緊密な連携による迅速な状況把握に努め情報の共有を図る。

【生活相談部】

- ・学校生活における規律を正し、児童等が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「いじめ実態調査」（生活実態調査や迷惑調査等）を実施し状況を把握する。
※いじめ実態調査は、県のいじめ調査に合わせて年3回実施する。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。また、10月には「学校生活アンケート」を実施し、学校生活、進路、障がいに関する悩み等の実態を把握し、必要に応じて相談会をもつ。
- ・年に2回の教育相談週間をもち、児童生徒と向き合う時間を確保する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市福祉課等）との連携を図る。
- ・HR活動の工夫により、児童生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・部活動内における良好な人間関係を築き、お互いが高め合える組織を目指す。
- ・ひびきあい活動、ひびきあいの日を通して人権教育の充実を図る。
- ・MS・MSJリーダーズ活動等の体験活動を通して自己有用感や自己肯定感を育む。

(3) 年間計画（学校いじめ防止プログラム）

月	行 事・会 議 等	取 組 内 容
4	入学式、始業式 第1回校内いじめ防止職員研修	いじめ防止に関する講話（未） 方針と具体的対応の確認（未）
5	初任者研修 教育相談週間 第1回校内いじめ調査 第2回校内いじめ防止職員研修	視覚障がい理解研修（未） 担任との面談・いじめに関するアンケート実施（早） いじめチェックシート（早）
6	第1回いじめ対策委員会	いじめ防止の年間の取組検討（未）
7	三者面談 第1回県いじめ調査（4－7月）	保護者懇談（早） 情報モラル研修（未）
9	第3回校内いじめ防止職員研修	いじめチェックシート（早）
10	学校生活に関するアンケート	学校生活全般のアンケート（早）
11	教育相談週間 第2回校内いじめ調査 ひびきあいの日	担任と児童生徒の面談 人権に関する児童等意見交流（未）
12	第2回県いじめ調査（8－12月）	いじめの現状を確認（早）

	第2回いじめ対策委員会 三者面談	現状報告と課題再確認（未） 保護者懇談（早）
1	第4回校内いじめ防止職員研修	いじめチェックシート（早）
2	第3回校内いじめ調査	いじめサインチェック（早）
3	第3回県いじめ調査（1－3月） 第5回校内いじめ防止職員研修 三者面談	いじめの現状を確認（早） 今年度反省と次年度に向けて（未） 保護者懇談（早）

（未）…未然防止

（早）…早期発見・早期対応

3 いじめ問題発生時の対応

（1）発見時の初期対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応に繋げる。教職員は、被害児童等を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害児童等を指導し、その際、形式的に謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童等の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。また、全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、その対応に当たる。

〔組織対応〕

- ・ いじめ防止等対策組織（いじめ対策委員会）による対応

〔対応順序〕

- ・ 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の職員で関係児童等から個別に聞き取る）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査する。
- ・ 被害児童等のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ 加害児童等の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 経過の見守り（当該児童等に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

〔問題解消〕

- ・ 単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、少なくとも次の2つの要件が満たされて3か月以上継続できている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、保護者の心情など他の事情も勘案して判断すること。
- ・ いじめに係る行為が止んでいること。
- ・ 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・ 児童等の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。

（2）「重大事態」と判断された時の対応

〔留意点〕

- ・ 児童等や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることとする。

〔対応順序〕

- ・ 県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教育委員会主体かの判断を仰ぐ。
- ・ 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

〔学校主体による調査組織の編成〕

- ・ いじめ防止等対策組織（いじめ対策委員会）に、さらに必要な第三者を加えることができる。
（岐阜県立岐阜盲学校いじめ防止等対策第三者委員会設置運営要綱参照）
- ※第三者の派遣については県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
- ※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しないものとし、公平性・中立性の保持に努める。

〔学校主体による調査における注意事項〕

- ・ 県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を図り指示を仰ぐ。
- ・ 児童等のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 児童等への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童等や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教育委員会による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。結果は県教育委員会に報告する。（県教育委員会から知事に報告する。）

4 情報等の取扱い

（１）個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害児童等やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、児童等の個人調査データやアンケートの原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後５年とする。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に児童等の自殺等が発生した場合は、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等は大変重要な資料となる。

（２）心理検査等の活用について

心理検査については、児童等の性格や生活実態などを事前評価するうえで有効な資料となり得るため、必要に応じて実施し生徒指導に積極的に活用する。心理検査の原本等の一次資料、結果をまとめた資料等の二次資料は保存期間を卒業後５年とする。

5 その他の留意事項

（１）校内研修の充実

いじめをはじめとする児童等指導上の諸問題に関する校内研修を新たに設け実施する。

（２）教育相談週間の充実

教育相談週間中に、児童等と向き合う時間を確保し、日常の学校生活に関する相談に加え、いじめに関しても話題にしていく。

（３）学校評価の充実

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、チェックリストから生じた課題等について改善に努める。

（４）周知の徹底

いじめ防止基本方針については、年度初めにホームページに掲載し児童等、保護者に説明する。

《参考資料》

※高等学校・特別支援学校いじめ防止基本方針（例）

※生徒指導リーフ増刊号 いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定 Q&A

いじめのない学校作り2「サイクルで進める生徒指導：点検と見直し」

※「いじめ防止基本方針」策定 Q&A（暫定版）

令和４年６月一部修正